

とき	ところ	内容
8月27日(月) 10時~11時30分	総合市民会館	はじめましての会 ~親子のふれあい遊び他~
9月13日(木) 10時~11時30分	総合市民会館	病気予防と健康相談
10月18日(木) 10時~11時30分	あいいく館	あいいく館へ行ってみよう ~絵本がたくさんあるよ~
11月9日(金) 10時~12:00	小方公民館	おもはどこかな ~おもはどこ&おもを使った 栄養満点簡単レシピ~
12月10日(月) 10:00~11:30	総合市民会館	クリスマス会 ~サンタがやってくるよ~
1月21日(月) 10:00~11:30	総合市民会館	たのしい親子のリズムあそび ~親子でたのしく体を動かしましょう~
2月19日(火) 10:00~11:30	総合市民会館	こそだて座談会 ~子育ての知恵をみんなで 出し合いましょう~
3月8日(金) 10:00~13:00	松ヶ原こども館	巣立ちの会 ~みんなで散歩~

※ 内容・日程は都合により変更する場合があります。

子育て
生涯学習課 ☎5800

「育児のストレスを解消したい」、「子育ての情報交換がしたい」という方。子育てについて一緒に学び、交流しませんか。

対象 市内在住の、平成22年4月

子育て

2日から平成23年4月1日生まれの幼児とその保護者
※ 過去にひよこルームに参加されたことのある方または第2子以降の方は、定員に満たない場合のみ受講できます。

定員 20組(申込順)
参加料 1,000円(8月28日(火)までに生涯学習課へ)

その他 子どもの飲み物は持ってきて下さい。子どもの胸と背中に、名前入りの布のゼッケンをつけて下さい。

申し込み 8月6日(月)~8月12日(日)に生涯学習課へ電話で。

いきいき健康講座
小方公民館 ☎6249

マンドリンに合わせて歌ったり、話をしたり、ゲームや体操をしながら、心と体を鍛えましょう。

とき 8月16日(木)
13時30分~15時30分

ところ 小方公民館

対象 20歳以上

講師 村中弘幸さん(らんサポーター)

定員 20人程度
参加料 100円

申し込み 前日までに、直接または電話で小方公民館へ。

健康

エクササイズウオーキング教室
小方公民館 ☎6249

健康のために、ウォーキングを始めませんか。いつまでも若々しい体を作りましょう。

とき 8月25日(出)
13時30分~14時30分

ところ 小方公民館

講座

日時	講座名	内容	対象	定員	持参物	企業名
8月20日(月) 13時30分~15時30分	磁石のふしぎ	磁石を作ったり、手作りモーターを作ってみよう。	小学校3年~6年	25人	なし	戸田工業株式会社
8月21日(火) 9時30分~11時30分	工作教室	プラスチックを使って工作しよう。	小学生	30人	絵を描くためのサインペン等の筆記用具	三菱レイヨン株式会社
8月21日(火) 14時~16時	化学だいすき体験	プラスチックの膜(フィルム)を作ってみよう。	小学生(保護者同伴)	30組	なし	株式会社ダイセル

おおたけっ子らんらんカレッジ
生涯学習課 ☎5800

科学実験や工作をします。科学と大竹市内の企業のことを楽しく学びましょう。

ところ 総合市民会館

申し込み 8月6日(月)までに、市内小学校または公民館にあるチラシで生涯学習課へ。(抽選)

消費者シリーズ No.157

リフォーム業者が保険の補償で家を修理できると勧誘してきたら
問い合わせ 地域振興課 ☎2131

【相談事例】
リフォーム業者が訪問してきて、「火災保険に入っていれば、台風で被害にあった場合などは、何年前であっても補償される。請求を代行する会社を紹介するので、屋根を修理しないか。」と勧誘してきた。屋根は以前、地震のときに保険で修理し、今の状態は経年劣化によるものだが、保険は適用されるようなことを業者は言う。本当に保険で全額補償されるだろうか？(70歳代 女性)

【アドバイス】
相談者には、保険で補償されるのは難しいと話しました。そして、もう一度、契約している保険の規約をよく確認し、自分で保険会社に補償されるかどうか問い合わせ、不審な話には乗らないように助言しました。一般的に住宅関連の保険で補償されるのは、規約に書かれた自然災害で傷んだ場合のみで、経年劣化は保険の対象ではありません。また、すでに補償されている場合には、同じ原因では再度補償されることはありませんし、請求する権利には時効があり、規約に書かれた年数が経過すると、請求権がなくなります。もし、保険で補償されるから修理をするように業者が勧誘してきても、自分の契約している保険の規約を確認し、保険の対象になるかどうか、自分で保険会社に確認してください。少しでも不審に思ったら消費生活センターに相談してください。

年金のはなし No.192

後納制度が始まります
問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-232-4171・市民課 ☎2142

後納制度とは
3年間(平成24年10月から平成27年9月まで)に限り、国民年金の保険料を納めることができる期間が、過去2年から10年に延長となる制度のことです。

メリット
○ 将来受け取る年金額が増額
○ 年金の受給資格が得られる可能性がある
○ 過去10年以内(平成14年10月分以降)に保険料の納め忘れのある方です。ただし、老齢基礎年金を受給している方は申し込みできません。

利用できる方
過去10年以内(平成14年10月分以降)に保険料の納め忘れのある方です。ただし、老齢基礎年金を受給している方は申し込みできません。

申込手順
① 年金事務所から申込書を取り寄せる。(申込書は日本年金機構ホームページからも取得できます)
② 届いた申込書に必要な事項を記入し、年金事務所に提出。(戸籍謄本など必要な場合があります)
③ 年金事務所での申込書の審査がされ、承認の場合、納付書などが届きます。(承認されない場合もあります)

専用ダイヤル
詳しくは年金事務所のほか専用ダイヤルへ問い合わせください。
専用ダイヤル ☎0570-0111050

障害福祉のとびら No.39

サービス等利用計画(ケアプラン)
問い合わせ 福祉課 ☎2146

障害者(児)の自立した生活を支えることを目的とし、サービス提供事業者などとの連絡調整など、より細かい支援を実施するため、「サービス等利用計画(ケアプラン)」作成を行っています。この計画の作成は、障害福祉サービス利用者に対し、平成27年3月までに行っています。

ケアプランが作成できる事業所
○ 社会福祉協議会障害者相談支援センター ☎0167-22247
○ 地域活動支援センターみらい ☎0223-5312
○ 医師会ヘルパーステーションコスモス ☎541333
☎541337

※ そのほか、市外にある「特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者」でも、大竹市がエリアとなっている事業所は、サービス等利用計画の作成ができます。また、自分でセルフプランを立てることも可能です。

